

○後志広域連合介護保険基金条例

〔平成21年 3 月 2 日〕
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業の健全な運営を図るため、後志広域連合介護保険基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 後志広域連合長は、第 1 条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第 6 条 後志広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、後志広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。